

(別記)

2019 年度京都府水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

(1) 現状

京都府においては、近年、高齢化や獣害等により耕作放棄地が増加傾向となっている一方で、主食用米から加工用米(京の輝き)等への転換を推進してきたことにより、平成30年産の主食用米の作付実績は、13,578haと昨年から152ha減少となった。

また、京都府には、地元の食品関連企業などからの需要が大きい高品質の酒造原料米や豆類、京野菜などの特産物があり、京の輝きなど作付面積の拡大が進みつつあるが、必ずしも十分に需要に応えられていない状況にある。

(2) 方向性

マーケットインの考え方にに基づき、京都の強みを活かした需要のある作物(主食用米を含む)の生産振興を図ることで農地のフル活用を推進し、耕作放棄地の発生防止を図るとともに、マーケットニーズに応じた生産・販売を促進することで、農業者所得の最大化を図る。

特に、主食用米については、主産地からの販売攻勢や全国的な需要減少の懸念に備え、オール京都でさらに高品質でおいしいお米づくりに取り組むとともに、「品質の高い良食味米」や「中食・外食用米」等の多様な実需者ニーズを起点とした需要の拡大、京都府産の米の知名度の向上、生産の低コスト化等を進め、加えて、地域の実態に応じて、営農基盤や地域資源の適正管理、水田の持つ多面的機能の維持発展を推進する。

また、酒造原料米や黒大豆・小豆等の需要のある作物については、全農が把握した需要に基づきJAごとに目標値を割当て、掘り起こしも含めて関係機関が連携して作付け推進を図るとともに、引き続き京野菜の生産拡大を進めることにより、高収益作物への転換を促進する。

加えて、小規模農家から大規模農家までを対象に、引き続き各地域で「京力農場プラン」の取組を推進するとともに、関連施策の中で核となる農業経営体の支援、農地の利用集積や耕作放棄地の再生利用活用等に取り組む。

2 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

- ・高品質でおいしい京都府産米の確立を基本に、各地域で、技術研修や食味評価会等に取り組むなど、食味や生産技術にこだわった品質の高い良食味米の生産・販売を推進するとともに、中食・外食産業向けの業務用多収米など、多様な実需者との結びつきを意識した生産・販売を推進する。
- ・高品質良食味米を対象としたコンテストの実施などを通じて、京都府産の米が消費者に選ばれるためのブランドイメージや知名度の向上を目指すとともに、令和3年度から本格的な生産販売を控えている主食用オリジナル新品種の戦略的な生産販売展開に向けた準備等を進める。

(2) 酒造好適米（祝・五百万石）

- ・要望量の充足、品質の向上により酒造業界からのニーズに確実に応じることで、原料利用のシェアを確保していく。併せて清酒のPRにより消費を拡大する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

- ・供給体制などが整った需要のある地域で取組を進める。また、多収品種の導入により産地交付金の活用を図るとともに、栽培技術指導を強化し単収向上を目指す。
- ・堆肥を活用しやすい栽培技術確立し、堆肥の利用を進める。

イ 米粉用米

- ・国からの産地交付金（追加配分枠）を活用した多収品種及び加工適正の優れた（製パン性や製麺性）品種の導入推進を図るとともに、栽培技術指導の強化により単収向上を目指し、需要に即した生産を推進する。

ウ 新市場開拓用米

- ・国が進める「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト構想」に基づき、産地交付金を活用して、コメの輸出に戦略的に取り組む生産者を支援する。

エ WCS用稲

- ・亀岡以北において専用機械を整備してきたところであり、畜産農家と結びついて生産性の向上や契約栽培に取り組む生産者を支援する。

オ 加工用米

【京都府オリジナル品種：京の輝き】

- ・農業法人等をターゲットとした「作期分散による適期作業」、「機械稼働率の向上」の啓発等により、引き続き、増産体制の強化を図る。

【京の輝き以外の品種】

- ・多収品種の栽培技術確立などを通じて、ニーズに対応するとともに、米を使用する京都の食品メーカーとの結び付き強化により、生産拡大に取り組む。

(4) 麦

- ・新品種「せときらら」の排水対策や施肥等の指導の強化により、収量の拡大と品質向上を図る。

(5) そば、なたね

- ・そば、なたねは、国からの産地交付金（追加配分枠）を活用しつつ、地域の需要に応じた現状の栽培面積を維持する。

(6) 豆類（黒大豆・小豆）

- ・京の老舗和菓子業界等実需者からの大幅な増産要望に対応し、生産を拡大する。特に、集落営農組織を中心として大規模栽培や省力化技術の普及を図り、乾燥調製や集出荷の効率化を進める中で作付を確保する。
- ・種子の安定確保に向けた取組を推進する。
- ・気象条件に応じた基本技術の励行により作柄の安定化を図る。
- ・京都産小豆・黒大豆生産出荷協議会とも連携の上、推進体制の強化を図る。

(7) 地域特産物

- ・地元や実需との結びつきを重視する中で、6次産業化や直売所、観光との連携も視野に入れながら生産振興を図る。

(8) 高収益作物（園芸作物等）

- ・農業生産法人や集落営農組織の複合経営化の一環として、九条ネギ等の京野菜生産の取組を拡大する。
- ・京野菜を中心に、引き続きパイプハウス等の積極的な導入に加え、農業法人等への出荷・調整作業の集約化や機械・施設の整備等を進めることにより、産地の広域化、分業化による再編強化を促進し、実需ニーズに応じた生産の拡大、安定化を図る

(9) 茶

- ・宇治茶の味や香り、茶畑景観の素晴らしさなどを国内外に発信することで宇治茶の世界ブランド化を目指すとともに、GAPなど環境保全型茶業の推進や需要に見合った茶種生産で、品質向上による収益向上を図り、現状の栽培面積を維持する。

(10) 畑地化の推進

- ・国からの産地交付金（追加配分枠）を活用しつつ、地域の実状に応じた推進を行う。

3 作物ごとの作付予定面積

| 作物 | 前年度作付面積 (ha) | 当年度の作付予定面積 (ha) | 2020年度の作付目標面積 (ha) |
|-----------|-----------------|--------------------|-----------------------|
| 主食用米 | 13,475 | 13,488 | 13,414 |
| （うち酒米） | 186 | 190 | 194 |
| 飼料用米 | 122 | 128 | 166 |
| 米粉用米 | 6 | 7 | 8 |
| 新市場開拓用米 | 12 | 18 | 22 |
| WCS用稲 | 106 | 109 | 118 |
| 加工用米 | 514 | 553 | 584 |
| 麦 | 251 | 253 | 256 |
| 大豆 | 238 | 237 | 250 |
| そば | 118 | 119 | 123 |
| その他地域振興作物 | 1,887 | 1,923 | 1,985 |
| 野菜 | 1,462 | 1,491 | 1,544 |
| 小豆 | 425 | 432 | 441 |

4 課題解決に向けた取組及び目標

| 整理 番号 | 対象作物 | 用途名 | 目標 | 目標 | |
|----------|----------------|-------------------------------|------|---------|--------------------|
| | | | | 前年度（実績） | 目標値 |
| 1 | 紫ずきん・ 京夏ずきん | 府重点振興品目（紫 ずきん・京夏ずきん） 助成 | 作付面積 | 63 ha | (2020年度) 80 ha |
| 2、3 | 黒大豆 | 府重点振興品目（黒 大豆）助成 | 作付面積 | 119 ha | (2020年度) 90 ha |
| 4、5 | 小豆 | 府重点振興品目（小 豆）の大規模栽培助 成 | 作付面積 | 230 ha | (2020年度) 220 ha |
| 6 | 加工用米 （京の輝き） | 加工用米（京の輝き） の地産地消助成 | 作付面積 | 404 ha | (2020年度) 453 ha |
| 7 | 加工用米 | 加工用米の 作付拡大助成 | 作付面積 | 461 ha | (2020年度) 553 ha |
| 8 | WCS用稲 | WCS用稲の 生産性向上助成 | 作付面積 | 101 ha | (2020年度) 109 ha |
| 9 | WCS用稲 | WCS用稲の 複数年契約助成 | 作付面積 | 25 ha | (2020年度) 27 ha |
| 10 | 飼料用米・ 米粉用米 | 多収品種の導入への 取組助成 | 作付面積 | 115 ha | (2020年度) 165 ha |
| 11 | そば・なたね | そば・なたね 振興助成 | 作付面積 | 97 ha | (2020年度) 112 ha |
| 12 | 新市場開拓用米 | 新市場開拓用米 取組拡大助成 | 作付面積 | 12 ha | (2020年度) 18 ha |

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

5 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

3. 活用法

配分枠

124,154,000 円

| 整理番号 | 用途 ※1 | 作期等 ※2 | 単価① (円/10a) | 面積 (a単位)※3 | | | | | | | | | | | | | | 所要額 ①×② (円) | | | | | | |
|-----------|--------------------------|-----------|----------------|------------|--------|------|------|------|-------|------|-------------|----|-----|----|-------|----|----|-------------------|-------|-----------|---------------|-------|--------|-------------|
| | | | | 戦略作物 | | | | | | | 新市場 開拓用米 | そば | なたね | 野菜 | 花き・花木 | 果樹 | 雑穀 | | その他 | 畑地化 | 合計 ② ※5 | | | |
| | | | | 麦 | 大豆 | 飼料作物 | 米粉用米 | 飼料用米 | WCS用稲 | 加工用米 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 府重点振興品目(紫ずきん・京夏ずきん)助成 | 1 | 3,600 | | | | | | | | | | | | | | | | 6,300 | 2,268,000 | | | | |
| 2 | 府重点振興品目(黒大豆)助成 | 1 | 7,200 | | 11,600 | | | | | | | | | | | | | | | 11,600 | 8,352,000 | | | |
| 3 | 府重点振興品目(黒大豆)助成(二毛作) | 2 | 7,200 | | 300 | | | | | | | | | | | | | | | 300 | 216,000 | | | |
| 4 | 府重点振興品目(小豆)の大規模栽培助成 | 1 | 7,200 | | | | | | | | | | | | | | | | | 7,700 | 5,544,000 | | | |
| 5 | 府重点振興品目(小豆)の大規模栽培助成(二毛作) | 2 | 7,200 | | | | | | | | | | | | | | | | | 16,600 | 11,952,000 | | | |
| 6 | 加工用米(京の輝き)の産地消助成 | 1 | 8,400 | | | | | | | | | | | | | | | | | 44,300 | 37,212,000 | | | |
| 7 | 加工用米の作付拡大助成 | 1 | 10,800 | | | | | | | | | | | | | | | | | 46,000 | 49,680,000 | | | |
| 8 | WCS用稲の生産性向上助成 | 1 | 5,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | 12,700 | 6,350,000 | | | |
| 9 | WCS用稲の複数年契約助成 | 1 | 8,600 | | | | | | | | | | | | | | | | | 3,000 | 2,580,000 | | | |
| 10 | 多収品種の導入への取組助成 | 1 | 12,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | |
| 11 | そば・なたね振興助成 | 1 | 20,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | |
| 12 | 新市場開拓用米取組拡大助成 | 1 | 20,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | |
| 合計(基幹)※4 | | | 実面積 | | 11,600 | | | | | | | | | | | | | | | 6,300 | | 7,700 | 84,300 | ※6 |
| 合計(二毛作)※4 | | | 実面積 | | 300 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 16,600 | 124,154,000 |

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分を受けた場合の調整方法

府は、府設定分の各取組計画に応じ、追加配分額を活用し、次のとおり単価を調整する。
整理番号1は+400円、2～5は+800円、6は+900円、7は+1,200円、8は+600円、9は+1,000円を上限とし、一律に単価を調整する。残額を各地域協議会の取組計画に基づき必要額を配分する。
府設定分の各使途について、上記の額まで充当しても、なお残余がある場合（転換作物拡大加算及び平成31年度緊急転換加算分を想定）、整理番号2～5は+7,000円、7は+1,000円、8は+1,400円、9は+2,400円を上限として一律に単価を調整し、追加助成する。
追加配分の内、高収益作物等拡大加算分については、対象面積に基づき該当地域協議会へ配分する。

5. 所要額が配分額を超過した場合の調整方法

府は、各地域農業再生協議会における活用額の過不足の状況を把握し、各協議会の余剰分を一旦府で引き上げ、府枠へ再配分し活用する。なお、さらに余剰が生じる場合、地域協議会への配分調整の実施が効果的であると判断した場合は、不足する地域協議会に再配分をすることができることとする。

各協議会の余剰分を活用しても府枠に不足が生じる場合は、下記の方法により単価調整を行うものとする

【単価調整の方法】

当初配分枠又は追加配分枠の枠ごとに単価調整を行う。ただし、追加枠で余剰がでた場合にはその余剰分を当初配分枠に含め当初配分枠の単価調整を行なう。

単価調整係数を小数点以下4桁まで算出(少数第5位以下切り捨て)し、不足する全ての計画単価に単価調整係数を掛け、配分枠内に収まるように交付単価を減額。調整後単価の交付単位は1円単位とし、端数は切り捨てる。

単価調整係数＝不足する使途の配分枠の合計／(不足する各使途の計画単価×不足する各使途の面積)の合計

6. 高収益作物について

小豆

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | | | | |
|--------------|--|--------|--------|--------|--------|----|
| 協議会名 | 京都府 | 整理番号 | 1 | | | |
| 使途名 | 府重点振興品目(紫ずきん・京夏ずきん)助成 | | | | | |
| 対象作物 | 紫ずきん・京夏ずきん【基幹作物】 | | | | | |
| 単 価 | 3,600円/10a(追加配分額に応じて、4,000円/10aを上限として単価を増額調整する。) | | | | | |
| 課 題 | 「紫ずきん・京夏ずきん」については、府内だけでなく、近畿や首都圏等の食品関連企業から高い需要があるが、生産が不足している状況にあり、地域ブランドの維持のため、生産量を確保していく必要がある。 | | | | | |
| 目 標 | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
| | 作付面積 (ha) | 目 標 | — | 69 | 75 | 80 |
| | | 実績 | 54 | 66 | — | — |
| 内 容 | 府の重点振興品目である紫ずきん、京夏ずきんを出荷する栽培農家を支援する。 | | | | | |
| 具体的要件 | <ol style="list-style-type: none"> 1 助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象作物を「京都こだわり栽培指針」に基づいて栽培し、出荷・販売する販売農家 2 助成対象農地 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 3 助成対象面積 <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象者が、対象品目を作付している面積 ・ほ場一筆に他作物と混作されている場合は、当該作付面積の実測面積を交付対象とする。 | | | | | |
| 取組の 確認方法 | <ol style="list-style-type: none"> 1 助成対象者の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・出荷販売伝票で確認する。 2 助成対象農地、面積の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書又は水田台帳との照合により確認。 ・作付面積については、現地確認による。 3 対象品目の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・出荷伝票及び栽培履歴による確認を基本とする。 | | | | | |
| 成果等の 確認方法 | <p>○ 作付面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書又は水田台帳により、作付面積を確認する。 | | | | | |
| 備考 | ※生産面積に応じて助成するものであるため、出荷段階における「秀」「優」等の等級に関わらず助成対象とする。 | | | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | | | | |
|--------------|--|----|--------|--------|--------|--------|
| 協議会名 | 京都府 | | 整理番号 | 2, 3 | | |
| 使途名 | 府重点振興品目(黒大豆)助成 | | | | | |
| 対象作物 | 黒大豆【基幹作物】【二毛作】 | | | | | |
| 単 価 | 7, 200円/10a(追加配分額に応じて、15, 000円/10aを上限として単価を増額調整する。) | | | | | |
| 課 題 | 京都の老舗和菓子屋等で使用されており、実需者からのニーズは高いが、他品目との競合や高齢化に伴う生産者の減少等により、作付面積も減少傾向にある。また、天候不順等により京都府産の供給が不安定であるため、他地域産への需要の置き換えが心配される中、地域ブランドの維持のためには、生産確保が求められる。 | | | | | |
| 目 標 | | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
| | 作付面積 (ha) | 目標 | — | 88 | 89 | 90 |
| | | 実績 | 86 | 112 | — | — |
| 内 容 | 府の重点振興品目である黒大豆の生産面積を拡大するため、10a以上の作付面積を有する黒大豆の販売農家を支援する。 | | | | | |
| 具体的要件 | <p>1 助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象作物を出荷・販売する販売農家 <p>2 助成対象農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 <p>3 対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黒大豆※ただし、枝豆として出荷した場合は対象としない <p>4. 助成要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象者ごとに、10a以上の黒大豆の作付面積を有していること(特定農作業受託含む) <p>※整理番号2、3ともに、面積要件の判定は、基幹作物・二毛作を合計した面積で行う。 ※複数のほ場で黒大豆を栽培している場合は、対象者ごとの合計面積により面積要件の判定を行う。</p> | | | | | |
| 取組の 確認方法 | <p>1 助成対象者、助成対象農地、助成要件の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書又は水田台帳との照合により確認。 ・作付面積については、農作物共済引受面積等の情報提供で確認ができない場合は現地確認による。 <p>2 対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷伝票による確認を基本とする。 | | | | | |
| 成果等の 確認方法 | <p>○ 作付面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書又は水田台帳により、作付面積を確認する。 | | | | | |
| 備考 | 単価については、追加配分の内、留保分を活用し、8,000円/10aまで増額調整し、転換作物拡大加算及び2019年緊急転換加算分を活用し、上限15,000円/10aまで増額調整する | | | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | | | | |
|--------------|--|----|--------|--------|--------|--------|
| 協議会名 | 京都府 | | 整理番号 | 4, 5 | | |
| 使途名 | 府重点振興品目(小豆)の大規模栽培助成 | | | | | |
| 対象作物 | 小豆【基幹作物】【二毛作】 | | | | | |
| 単 価 | 7, 200円/10a(追加配分額に応じて、15, 000円/10aを上限として単価を増額調整する。) | | | | | |
| 課 題 | 京都の老舗和菓子屋等で使用されており、実需者からのニーズは高いが、高齢化に伴う小規模生産者の減少等により、作付面積も減少傾向にある。天候不順や難防除外来雑草の発生等により京都府産の供給が不安定であるため、他地域産への需要の置き換えが心配される中、地域ブランドの維持のために生産量の確保が求められる。 | | | | | |
| 目 標 | | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
| | 作付面積 (ha) | 目標 | — | 192 | 215 | 220 |
| | | 実績 | 188 | 210 | — | — |
| 内 容 | 府の重点振興品目である小豆の生産拡大を図るため、小豆を1. 5ha以上の大規模な作付面積を有している栽培農家を支援する。 | | | | | |
| 具体的要件 | <ol style="list-style-type: none"> 1 助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象作物を出荷・販売する販売農家 2 助成対象農地 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 3 助成対象面積 <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場一筆に他作物と混作されている場合は、当該作付面積の実測面積を交付対象とする。 4 助成要件 <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象者ごとに、1.5ha以上の小豆の作付面積を有していること(特定農作業受託含む) <p>※整理番号4、5ともに、面積要件の判定は、基幹作物・二毛作を合計した面積で行う。 ※複数のほ場で小豆を栽培している場合は、対象者ごとの合計面積により面積要件の判定を行う。</p> | | | | | |
| 取組の 確認方法 | <ol style="list-style-type: none"> 1 助成対象者、助成対象農地、面積、助成要件の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書又は水田台帳との照合により確認。 ・作付面積については、農作物共済引受面積等の情報提供で確認ができない場合は現地確認による。 2 出荷・販売の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・出荷伝票により確認することを基本とする。 | | | | | |
| 成果等の 確認方法 | <p>○ 作付面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書又は水田台帳により、作付面積を確認する。 | | | | | |
| 備考 | 単価については、追加配分の内、留保分を活用し、8,000円/10aまで増額調整し、転換作物拡大加算及び2019年緊急転換加算分を活用し、上限15,000円/10aまで増額調整する | | | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | | | | |
|--------------|---|------|--------|--------|--------|--------|
| 協議会名 | 京都府 | 整理番号 | 6 | | | |
| 使途名 | 加工用米(京の輝き)の地産地消助成 | | | | | |
| 対象作物 | 加工用米(「京の輝き」に限る)【基幹作物】 | | | | | |
| 単 価 | 8,400円/10a(追加配分額に応じて、9,300円/10aを上限として単価を増額調整する。) | | | | | |
| 課 題 | 地元の酒造業界から大幅な増産が求められているが、気象条件や販売価格等の変動により、生産量も毎年変動する。「京の輝き」を作付けする生産者の裾野を広げることで要望量を充足させ、地域ブランドを維持するためには作付面積を確保していく必要がある。 | | | | | |
| 目 標 | | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
| | 作付面積 (ha) | 目標 | — | 445 | 450 | 453 |
| | | 実績 | 342 | 423 | — | — |
| 内 容 | 府独自の酒造用掛米品種である「京の輝き」を出荷・販売している農業者に対し、作付面積に応じて支援する。 | | | | | |
| 具体的要件 | <ol style="list-style-type: none"> 1 助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象作物を出荷・販売する販売農家。 2 助成対象農地 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。 3 助成対象面積 <ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(以下、推進要領)別紙1の第5の2で認定された取組計画の面積の範囲内。 4 加工用米の出荷先 <ul style="list-style-type: none"> ・府内酒造組合へ出荷されること。 5 取組要件 <ul style="list-style-type: none"> ・種子更新を行っていること。 ・対象作物について240kg(8袋)以上の出荷契約を締結し、推進要領における「加工用米取組計画」を国に提出し、取組が認定されていること。 | | | | | |
| 取組の 確認方法 | <ol style="list-style-type: none"> 1 助成対象者、助成対象農地、助成対象面積の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・「加工用米取組認定結果報告書」及び「加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表」により確認。 ・水田台帳による確認。 2 品種「京の輝き」の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・農産物検査の結果(JA等からの提供データ)により確認。 3 加工用米の出荷先の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・出荷契約書で確認。 4 加工用米の取組要件の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・「加工用米取組認定結果報告書」及び、「加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表」により確認。 ・種子購入(更新苗)伝票による確認。 | | | | | |
| 成果等の 確認方法 | <p>○作付面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「加工用米取組認定結果報告書」及び、「加工用米出荷契約等数量農業者一覧表」により確認。 | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | | | | |
|--------------|--|------|--------|--------|--------|--------|
| 協議会名 | 京都府 | 整理番号 | 7 | | | |
| 使途名 | 加工用米の作付拡大助成 | | | | | |
| 対象作物 | 加工用米【基幹作物】 | | | | | |
| 単 価 | 10,800円/10a(追加配分額に応じて、13,000円/10aを上限として単価を増額調整する。) | | | | | |
| 課 題 | 原料用米を使用する京都の地場産業(酒造業界・味噌業界・和菓子業界等)からの需要はあるが、ニーズへの対応が不十分であり、需要に応えられていない。特に酒造業界からは大幅な増反が求められており、生産振興が大きな課題となっているため、作付拡大を押し進める必要がある。 | | | | | |
| 目 標 | | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
| | 作付面積 (ha) | 目標 | — | 553 | 553 | 553 |
| | | 実績 | 465 | 440 | — | — |
| 内 容 | 加工用米の生産拡大を図るため、加工用米を出荷・販売している農業者に対し、作付面積に応じて支援する。 | | | | | |
| 具体的要件 | <ol style="list-style-type: none"> 1 助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象作物を出荷・販売する販売農家。 2 助成対象農地 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。 3 助成対象面積 <ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた米の生産・販売に関する要領(以下、推進要領)別紙1の第5の2で認定された取組計画の面積の範囲内。 4 助成要件 <ul style="list-style-type: none"> ・推進要領における「加工用米取組計画」を国に提出し、取組が認定されていること。 ・一括管理の場合は、加工用米出荷契約数量が前年産より150kg(5袋)以上増加していること。 ・区分管理の場合は、当年産作付面積が前年産作付面積より3a以上増反していること。 ・一括管理、区分管理ともに取り組む場合は、区分管理で認定を受けた面積に地域の単収を乗じ算出される数量を、一括管理での数量と合計し、150kg(5袋)増加していること。 | | | | | |
| 取組の 確認方法 | <p>助成対象者、助成対象農地、助成対象面積、助成要件の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進要領における2018年産の「加工用米生産集出荷数量一覧表」(当初から変更した場合は変更後の数量)及び2019年産の「加工用米取組認定結果報告書」、「加工用米出荷契約等数量農業者一覧表」及び営農計画書により確認。 ・水田台帳による確認。 | | | | | |
| 成果等の 確認方法 | <p>○加工用米の作付面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「加工用米取組認定結果報告書」及び、「加工用米出荷契約等数量農業者一覧表」により確認。 | | | | | |
| 備 考 | 単価については、追加配分の内、留保分を活用し、12,000円/10aまで増額調整し、転換作物拡大加算及び2019年緊急転換加算分を活用し、上限13,000円/10aまで増額調整する | | | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | | | | |
|----------|---|----|--------|--------|--------|--------|
| 協議会名 | 京都府 | | 整理番号 | 8 | | |
| 用途名 | WCS用稲の生産性向上助成 | | | | | |
| 対象作物 | WCS用稲【基幹作物】 | | | | | |
| 単価 | 5,000円/10a(追加配分額に応じて、7,000円/10aを上限として単価を増額調整する。) | | | | | |
| 課題 | 府内の酪農家や肉用牛農家へ供給されており、徐々に需要は拡大しているが、WCS用稲の収量が低いことが課題となっている。多収品種の導入や土づくりといった生産性向上の取組を進めることで、需要と結びついた生産拡大を支援し、作付面積を拡大する必要がある。 | | | | | |
| 目標 | | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
| | 作付面積 (ha) | 目標 | — | 105 | 106 | 109 |
| | | 実績 | 88 | 101 | — | — |
| 内容 | WCS用稲の生産拡大を図るため、WCS用稲を出荷販売し、生産性向上に取り組む販売農家を支援する。 | | | | | |
| 具体的要件 | <ol style="list-style-type: none"> 1 助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象作物を出荷・販売する販売農家 2 助成対象農地 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 3 助成対象面積 <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場一筆に他作物と混作されている場合は、当該作付面積の実測面積を交付対象とする。 4 助成要件 <ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(以下、推進要領)における「新規需要米取組計画」を国に提出し、新規需要米の取組が認定されていること。 ・次のいずれかに該当する生産性向上の取組を行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> ①多収品種の導入 ②堆肥散布による土づくり | | | | | |
| 取組の確認方法 | <ol style="list-style-type: none"> 1 助成対象者、助成対象農地、面積の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳による確認 ・推進要領における「新規需要米取組計画」及び営農計画書により確認。 2 助成要件の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・推進要領における「新規需要米取組計画」と営農計画書の突合により確認。 ・生産性向上の取組については、「新規需要米取組計画」及び作業日誌等による確認。 | | | | | |
| 成果等の確認方法 | OWCS用稲の作付面積の確認 ・推進要領における「新規需要米取組計画」及び営農計画書により確認 | | | | | |
| 備考 | 単価については、追加配分の内、留保分を活用し、5,600円/10aまで増額調整し、転換作物拡大加算及び2019年緊急転換加算分を活用し、上限7,000円/10aまで増額調整する | | | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | | | | |
|----------|--|----|--------|--------|--------|--------|
| 協議会名 | 京都府 | | 整理番号 | 9 | | |
| 使途名 | WCS用稲の複数年契約助成 | | | | | |
| 対象作物 | WCS用稲【基幹作物】 | | | | | |
| 単価 | 8,600円/10a(追加配分額に応じて、12,000円/10aを上限として単価を増額調整する。) | | | | | |
| 課題 | WCS用稲は、府内の酪農家や肉用牛農家へ供給されており、徐々に需要は拡大しているが、継続的な供給を続けるには、生産者と実需者との安定取引が課題となっている。複数年契約による需要と結びついた生産拡大を支援することで、作付面積を拡大する必要がある。 | | | | | |
| 目標 | | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
| | 作付面積 (ha) | 目標 | — | 12 | 26 | 27 |
| | | 実績 | 10 | 20 | — | — |
| 内容 | WCS用稲の生産拡大を図るために、生産者と実需者等との間で、契約内容に数量等を含む複数年契約(3年以上)を事前に締結した場合、生産者の取組を支援する。 | | | | | |
| 具体的要件 | <p>1 助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象作物を出荷・販売し、実需者等との間で、複数年契約(3年間以上)を事前に締結している者 ※当初契約年の数量を下回る複数年契約の場合も対象とする。 <p>2 助成対象農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 <p>3 助成対象面積</p> <p>WCS用稲の複数年契約作付面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ほ場一筆に他作物と混作されている場合は、当該作付面積の実測面積を交付対象とする。 <p>4 助成要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(以下、推進要領)における「新規需要米取組計画」を国に提出し、新規需要米の取組が認定されていること。 ・実需者等との間で締結した出荷販売契約書(又は耕畜連携の取組を行う者は利用供給協定)に下記の内容が含まれていること。 <ul style="list-style-type: none"> ①契約期間が2019年から2022年までの期間を含む3年間以上 ②各年の「契約数量」および「契約価格(具体的な価格又は価格の設定方法)」 ③契約不履行に対する「違約条項」 <p>5 その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の責に帰さない事由により契約を履行することが困難な場合を除き、既交付金を返還するものとする。 | | | | | |
| 取組の確認方法 | <p>1 助成対象者の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷販売契約書(又は利用供給協定)による確認 <p>2 助成対象農地、面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳による確認 ・推進要領における「新規需要米取組計画」及び営農計画書により確認。 ・上記で確認できなかった場合は、現地確認による。 <p>3 助成要件の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進要領における「新規需要米取組計画」と営農計画書の突合により確認。 ・生産者等と実需者等との間での出荷販売契約書(又は利用供給協定)での確認 | | | | | |
| 成果等の確認方法 | <p>○WCS用稲の作付面積及び複数年契約の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進要領における「新規需要米取組計画」と営農計画書の突合により確認。 ・生産者等と実需者等との間での出荷販売契約書(又は利用供給協定)での確認。 | | | | | |
| 備考 | <p>複数年契約の取組について、1年目のみ助成対象とする。</p> <p>単価については、追加配分の内、留保分を活用し、9,600円/10aまで増額調整し、転換作物拡大加算及び2019年緊急転換加算分を活用し、上限12,000円/10aまで増額調整する</p> | | | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | | | | |
|----------|--|--------|--------|--------|--------|-----|
| 協議会名 | 京都府 | 整理番号 | 10 | | | |
| 用途名 | 多収品種の導入への取組助成 | | | | | |
| 対象作物 | 飼料用米・米粉用米【基幹作物】 | | | | | |
| 単 価 | 12,000円/10a | | | | | |
| 課 題 | 流通価格が安価なため、多収品種の導入によりコスト低減の取組を行い経営の安定を図る必要がある。 | | | | | |
| 目 標 | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
| | 作付面積 (ha) | 目 標 | — | 135 | 150 | 165 |
| | | 実績 | 131 | 116 | — | — |
| 内 容 | 飼料用米・米粉用米の生産拡大を図るために、多収品種を導入し、その作付面積に応じて、12,000円/10aを助成 | | | | | |
| 具体的要件 | <p>1 助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象作物を出荷・販売する販売農家 <p>2 助成対象農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 <p>3 助成対象面積</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼料用米・米粉用米における多収品種の作付面積 <p>4 助成要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領における「新規需要米取組計画」を国に提出し、新規需要米の取組が認定されていること。 ・「新規需要米取組計画」において、飼料用米・米粉用米の限定を受けるもののうち、多収品種であること。 | | | | | |
| 取組の確認方法 | <p>1 助成対象者、助成対象農地、面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書又は水田台帳との照合により確認。 ※営農計画書等による確認ができない場合は現地確認による。 ・出荷販売については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1で報告される「新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表(別紙様式第4-2号)」により確認。 <p>2 飼料用米・米粉用米の取組の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域農業再生協議会において、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領における「新規需要米取組計画」と営農計画書の突合又は現地確認により確認。 <p>3 助成要件の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の3に基づき近畿農政局から通知される「新規需要米認定結果通知書(別紙様式第4-10号)」又は同要領別紙2の第4の1に基づき認定方針作成者等から報告される「新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表(別紙様式第4-2号)」により確認。 ・多収品種の種子購入伝票による確認。 | | | | | |
| 成果等の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○飼料用米・米粉用米の作付面積の確認 ・推進要領における「新規需要米取組計画」及び営農計画書により確認 | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | | | | |
|--------------|---|------|--------|--------|--------|--------|
| 協議会名 | 京都府 | 整理番号 | 11 | | | |
| 使途名 | そば・なたね振興助成 | | | | | |
| 対象作物 | そば・なたね【基幹作物】 | | | | | |
| 単 価 | 20,000円/10a | | | | | |
| 課 題 | 生産規模が小さく、販売ルートが未確立であったり、生産量が不足したりしている産地がある。そのため、作付面積を拡大し、需要に応じた生産量を確保する必要がある。 | | | | | |
| 目 標 | | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
| | 作付面積 (ha) | 目標 | — | 101 | 107 | 112 |
| | | 実績 | 99 | 113 | — | — |
| 内 容 | そば及びなたねの栽培農家の経営安定を図るため、作付面積に応じて20,000円/10aを助成 | | | | | |
| 具体的要件 | <ol style="list-style-type: none"> 1 助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象作物を出荷・販売する販売農家 2 助成対象農地 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 3 助成対象面積 <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象者が、対象品目を作付している面積 ・ほ場一筆に他作物と混作されている場合は、当該作付面積の実測面積を交付対象とする。 | | | | | |
| 取組の 確認方法 | <ol style="list-style-type: none"> 1 助成対象者、助成対象農地、面積の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書又は水田台帳との照合により確認。 ・作付面積については、現地確認による。 2 対象品目の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・出荷・販売契約書による確認を基本とする。 | | | | | |
| 成果等の 確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 作付面積の確認 ・営農計画書又は水田台帳により、作付面積を確認する。 | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

| | | | | | | |
|--------------|---|----|--------|--------|--------|--------|
| 協議会名 | 京都府 | | | | 整理番号 | 12 |
| 使途名 | 新市場開拓用米取組拡大助成 | | | | | |
| 対象作物 | 新市場開拓用米 | | | | | |
| 単 価 | 20,000円/10a | | | | | |
| 課 題 | <p>主食用米の需要の減少が続く中、地元企業などからの需要が大きい酒造原料米等の加工用米の生産拡大に取り組んでいる。さらに、将来に向けた取組として、今後大きな需要が見込まれる新たなマーケットを切り拓いていくことは極めて重要な課題。 このため、新市場開拓用米への取組を拡大していく必要がある。</p> | | | | | |
| 目 標 | | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
| | 作付面積 (ha) | 目標 | — | 5 | 15 | 18 |
| | | 実績 | 0 | 11 | — | — |
| 内 容 | 需要者と出荷・販売契約を締結し、新市場開拓用米へ転換する取組を支援する。 | | | | | |
| 具体的要件 | <p>1, 助成対象者 需要者に出荷・販売することを目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織とする。</p> <p>2, 取組要件 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画の認定を受けること。</p> | | | | | |
| 取組の 確認方法 | <p>1, 助成対象者 交付申請書及び営農計画書、出荷契約書、販売伝票、作業日誌等で対象者を確認する。</p> <p>2, 取組要件 新規需要米認定結果通知書</p> | | | | | |
| 成果等の 確認方法 | 新規需要米生産集出荷数量一覧表及び販売伝票で確認する。 | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

(参考)

産地交付金助成イメージ図(京都府)

【加工用米】

| | | |
|-------|-----------|---------------|
| (府-6) | (44,300a) | (9,300円/10a) |
| (府-7) | (46,000a) | (13,000円/10a) |

【WCS用稲】

| | | |
|-------|-----------|---------------|
| (府-9) | (3,000a) | (12,000円/10a) |
| (府-8) | (12,700a) | (7,000円/10a) |

- (注1) 都道府県及び各地域再生協議会で該当する作物について適宜作成
- (注2) 整理番号は、活用方法の明細の整理番号を記入
- (注3) 単価や対象面積に応じて、積み木の大きさを変更することも可。ただし、特に面積については、大小関係が分かるように留意
- (注4) 積み木になる可能性のない設定は記載不要
- (注5) 府県及び地域再生協議会が作成する際の、国の統一単価部分については記載不要。ただし、地域再生協議会が作成する際、府県統一単価県との積み木がある場合にあっては、府県統一単価を含めて記載すること